

栃木市立千塚小学校 いじめ防止基本方針

平成29年3月・いじめ防止対策推進法改正に伴い、同法第13条に基づき、栃木市立千塚小学校いじめ防止基本方針を以下に定める。

1 いじめの定義と基本的心構え

(1) 本基本方針におけるいじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめの解消」とは、①いじめに係る行為が3か月以上止んでいる、②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていない、の2つの要件が満たされているものをいう。

(2) いじめ防止およびいじめ事案に対する教職員の基本的心構え等

全教職員が「いじめは許さない」という心構えを常に持ち、学校内外を問わずいじめが行われなくなることを旨として、学校全体でいじめ防止およびいじめ事案に対応する。その際、いじめられた児童を守るという観点から、いじめられた児童の立場に立った指導を行うことを基本とする。また、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢やいじめ防止に対する取組を積極的に公表する。

2 いじめ相談・通報の窓口

いじめ事案に関する学校への相談や通報の窓口は教頭が担う。

3 いじめの未然防止

いじめ防止年間指導計画に基づき、以下の実践を通していじめ事案の未然防止に努める。

(1) 道徳教育の充実

他者と共によりよく生きようとする道徳的実践意欲を児童に身に付けさせるため、道徳教育を重視し、全教育活動を通して道徳教育を行うことで、児童の道徳的実践意欲を高めさせる。また、児童会を中心とした、児童が主体的にいじめについて考え、議論し、実践する活動を指導・支援する。

(2) 多様な他者と関わる体験活動の充実

異年齢交流活動、互いに善い行いや努力を認め合う活動、学校内外の多様な人から話を聞いたり質問したり意見を述べる活動等を計画的にもち、コミュニケーション力・思いやり・リーダーシップ等を育成し、多様な他者との関わりの中での自己形成を促す。

(3) 望ましい人間関係の集団づくりと学業指導の充実

生徒指導の目的を達成するための留意点「自己存在感を高める、共感的人間関係をつくる、自己決定・集団決定の場を設ける」活動を教育活動の中で意図的に設け、望ましい人間関係の集団づくりに取り組み、学業指導に資する。

(4) 規律の保持・ルールへの遵守

学校や社会のルールを守れない集団ではいじめが起きやすい。集団生活の基本である、挨拶や廊下の歩き方、授業の受け方などの指導を継続して行い、ルールを守って生活することの大切さを児童に徹底させる。なお、教職員の不適切な言動が、いじめを助長することがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(5) 特別支援教育の充実

特に配慮が必要な児童については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(6) 教育相談の充実

学校生活への不安や不適應感がいじめにつながることもある。児童一人一人の思いを教職員が丁寧に聞くことで、児童は不安や不適應感を解消することができ、教職員との絆を深めることができる。年3回の教育相談週間はもとより、日常的に教育相談を実施することで、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。

また、下記の電話相談が利用可能なことを、機会をとらえて保護者や児童に伝える。

・ 栃木市あったか電話	2 1 - 2 4 7 8
・ 市青少年育成センターいじめ相談電話	2 4 - 0 6 6 7
・ 下都賀教育事務所いじめ・不登校等対策チーム	2 3 - 3 7 8 2
・ 家庭教育ホットライン(保護者対象)	0 2 8 - 6 6 5 - 7 8 6 7
・ いじめ相談さわやかテレフォン(児童対象)	0 2 8 - 6 6 5 - 9 9 9 9
・ 栃木いのちの電話	0 2 8 - 6 4 3 - 7 8 3 0

4 いじめの早期発見と対応

いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細なことであってもいじめではないかとの疑いをもって、以下の取組を通して、早期発見と早期対応に努める。

(1) 早期発見

- ① いじめアンケート、教育相談アンケートなど各種アンケートの定期的な実施。
- ② 毎学期の教育相談週間の実施、日常的な教育相談の実施。
- ③ 日々の全教職員の見取りと職員会議における情報交換。

(2) 早期対応

① 管理職への速やかな報告

職員はいじめが疑われる事案を把握した場合、速やかに校長・教頭に報告する。このことにより情報を集約化し、学校全体で対応する体制作りを行う。

② 事実の確認と教育委員会への報告

児童がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。また事実が認められた場合は、教育委員会に報告する。(法23条第2項)

③ 児童指導戦略会議の招集

学校長をはじめとする関係教職員の参加する「児童指導戦略会議」を開き対応策を協議する。必要に応じてスクールカウンセラーや市教育委員会の臨床心理士などの専門家を要請し、専門的立場から助言をいただく。

④ いじめを受けた児童が安心できる措置

いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、必要に応じて、いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにする。(法23条第4項)

⑤ 職員会議や朝の打合せで情報を共有化し対応

児童指導戦略会議の事実認定および決定事項は、朝の打合せや職員会議で全教職員に知らせ、全校体制で指導に当たる。

⑥ 保護者との協力体制の確立等

学校は、いじめ事案に関係する保護者に協力を求め、いじめられた児童を守る体制を家庭と連携して作る。その際には、担任を支える体制を児童指導戦略会議であらかじめ話し合っておく。

また、学校は、外部専門家等の協力を得つつ、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、およびいじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。その際、いじめに係る情報についていじめを受けた双方の保護者と共有する。(法23条第5項)

⑦ 報道機関への対処

いじめ事案について報道機関の動きが見られる場合には、下記重大事態であるか否かを問わず、教頭を窓口として、速やかに市教育委員会に報告する。また、報道機関からの問合せの窓口は教頭に一本化する。

5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条の「生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある」「相当の期間学校を欠席せざるを得ない疑いがある」重大事態に該当する事案については、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じ栃木警察署等の関係機関に援助を求める。市教育委員会への報告は、断続して30日欠席することを待たずに、早い段階で市教育委員会に報告することを検討する。

また、市教委と相談の上、組織を設け、重大事態の事実を明確にするための調査を行う。調査結果については、いじめを受けた児童とその保護者に対し必要な情報を適切に提供する。